

○姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例

平成26年3月26日

条例第2号

改正 平成27年3月24日条例第11号

平成29年3月28日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に関する倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、要望等に対して職員が採るべき措置について必要な事項を定めることにより、職員の公正な職務の遂行を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する本市の任命権者をいう。
- (2) 職員 常勤の監査委員、水道事業管理者、教育長及び任命権者が任命する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (3) 要望等 職員以外の者が職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情、依頼その他職員の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。
- (4) 不当要求行為 要望等のうち、次に掲げる行為をいう。

ア 暴行、脅迫又は大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為

イ 正当な理由なく面会を強要する行為

ウ 正当な権利行使を装った違法な手段又は社会的相当性を逸脱した手段により、金品を要求し、又は物品の購入、工事の計画の変更、工事の中止、工事の下請けへの参入若しくは不当な補償等を要求する行為

エ 庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに職員の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為

オ 正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利又は不利な取扱いを求める行為

カ その他職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為

(任命権者の責務)

第3条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、職員に対し不当要求行為その他職員の公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為をしてはならない。

(職員が遵守すべき倫理原則)

第5条 職員は、職務の遂行に当たり、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 職員は、法令等を遵守するとともに、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求める要求に対しては毅然として対応し、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

4 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務権限や地位を私的利益のために用いてはならない。

5 職員は、職務権限の行使に当たり、その対象となる者からの贈与等を受けること等、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

6 職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(倫理規則の制定)

第6条 市長は、前条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則(以下「倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 市長は、この条例及び倫理規則の改廃(軽微な改正を除く。以下「条例等の改廃」という。)に際しては、姫路市職員倫理審査会(第13条第1項に規定する姫路市職員倫理審査会をいい、同項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

(倫理監督者の設置)

第7条 職員の職務に係る倫理の保持及び公正な職務の遂行を図るため、任命権者の下に、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、職員に対し、その職務に係る倫理の保持及び公正な職務の遂行に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(要望等への対応)

第8条 職員は、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

2 職員は、不当要求行為が行われたときは、公正な職務の遂行及び職員の安全の確保を図るため、毅然とした態度で冷静に対応しなければならない。

(要望等の記録)

第9条 職員は、市の事務事業を遂行するに際し、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）以外の方法により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録しなければならない。この場合において、職員は、当該記録をするに当たり、故意に不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で別に定める。

(記録の例外)

第9条の2 職員は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該要望等の内容を記録しないことができる。ただし、当該要望等が不当要求行為又は不当要求行為に該当するかどうかを任命権者が判断できない行為（以下これらを「不当要求行為等」という。）に該当すると思料する場合は、この限りでない。

(1) 要望等が公式又は公開の場で行われた場合

(2) 要望等の用件がその場において終了し、職員が当該要望等に対して改めて対応する必要がない場合

(3) 要望等が公の施設の利用者その他の関係者との間でその利用に関し日常的に行われる場合

(4) 要望等が他の制度に基づき記録される場合

(記録等の報告)

第10条 職員は、第9条第1項前段の規定により要望等の記録を行ったとき及び要望等が書面によりなされたときは、当該記録又は書面（以下これらを「記録等」という。）の内容を速やかに任命権者に報告しなければならない。

(記録を確認する機会の付与)

第11条 要望等を行った者は、任命権者に対し、第9条第1項前段に規定する記録の有無及びその内容について確認を求めることができる。

2 要望等を行った者は、前項の確認の結果、当該記録されている事実には誤りがあると思料するとき、又は事実でない内容が記録されていると思料するときは、当該記録の訂正を求めることができる。

3 任命権者は、前項の規定による訂正の請求があったときは、必要な調査を行い、当該調査に基づき記録の訂正を行うものとする。

(不当要求行為等への対応)

第12条 任命権者は、要望等が明らかに不当要求行為に該当すると認めるときは、職員の安全と職務の公正な遂行を確保するために、不当要求行為を行った者（以下「不当要求行為者」という。）に対し、当該不当要求行為の中止の警告、関係機関への通報その他の必要な措置を講じるものとする。

2 任命権者は、不当要求行為に該当するかどうかを判断できない要望等を受けた場合であって必要があると認めるときは、市長に対し、当該要望等に係る記録等を送付するとともに、当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて審査会へ諮問するように要請することができる。

3 市長は、前項の規定により任命権者から要請を受けたときは、前項の規定により送付を受けた記録等とともに、審査会に諮問するものとする。

4 市長が前項の規定による諮問をした場合において、当該要望等が不当要求行為に該当する旨の答申があったときは、任命権者は、不当要求行為者に対し、当該不当要求行為の中止の警告、関係機関への通報その他の必要な措置を講じるものとする。

5 第1項又は前項に規定する措置を行った場合において、その後も当該不当要求行為が繰り返し行われるときは、市長は、任命権者の要請により、当該不当要求行為者の氏名又は名称、当該不当要求行為の内容その他必要と認められる事項を公表することができる。

6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表をすることの適否について、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(姫路市職員倫理審査会の設置)

第13条 条例等の改廃に係る調査並びに前条第2項及び第6項に定める事項に関する調査その他の処理を行うため、姫路市職員倫理審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の職務)

第14条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例等の改廃に関し、意見を述べること。
  - (2) この条例の規定を遵守するために必要な体制の整備に関し、意見を述べること。
  - (3) 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。
  - (4) 市長の諮問に基づき、要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて審査し、意見を述べること。
  - (5) 市長の諮問に基づき、不当要求行為者の氏名又は名称、不当要求行為の内容その他必要と認められる事項を公表することの適否について審査し、意見を述べること。
- 2 審査会は、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他の必要な調査を行うことができる。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、各任命権者における要望等に係る記録等の件数その他この条例の運用状況を取りまとめ、毎年度市民に公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に行われる要望等について適用し、同日前に行われた

ものについては適用しない。

(審査会の委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第13条第4項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月24日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する間においては、この条例による改正後の姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第2条第2号の規定は適用せず、この条例による改正前の姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例第2条第2号の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年3月28日条例第5号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。